

第2号様式（第9条関係）

蒲郡市緊急一時的対応事業利用決定通知書

年 月 日

様

緊急一時的対応事業の利用について、次のとおり決定しましたので、蒲郡市安心生活支援事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

蒲郡市長

対象者	フリガナ		生 年 月 日
	氏名		年 月 日
決定内容	緊急一時的対応		
決定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

・不服申立て及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、蒲郡市長を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にはこの処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先 蒲郡市役所

住 所

電話番号

第3号様式（第12条関係）

蒲郡市体験的宿泊事業利用申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

蒲郡市安心生活支援事業実施要綱第12条に基づき、次のとおり申請します。

対象者	フリガナ		生 年 月 日
	氏名		年 月 日
	住所	〒 電話番号() -	
障害種別	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害		
障害内容			
利用する支援	体験的宿泊事業		
利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所 （申請者と異なる場合）	〒 電話番号() -		

第4号様式（第13条関係）

蒲郡市体験的宿泊事業利用決定通知書

年 月 日

様

年 月 日に提出のありました、体験的宿泊事業の申請書につきまして、次のとおり利用を決定しましたので、蒲郡市安心生活支援事業実施要綱第13条の規定により通知します。

蒲郡市長

対象者	フリガナ		生 年 月 日
	氏名		年 月 日
決定内容	体験的宿泊事業		
決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

・不服申立て及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、蒲郡市長を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にはこの処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先 蒲郡市役所

住 所

電話番号

第5号様式（第13条関係）

蒲郡市体験的宿泊事業利用却下決定通知書

年 月 日

様

先に申請のありました体験的宿泊事業の利用については、次のとおり却下となりましたので、蒲郡市安心生活支援事業実施要綱第13条の規定により通知します。

蒲郡市長

対象者	フリガナ		生 年 月 日
	氏名		年 月 日
却下内容	体験的宿泊事業		
却下理由			

・不服申立て及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、蒲郡市長を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にはこの処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先 蒲郡市役所

住 所

電話番号